明海大学・不当労働行為命令取消請求訴訟の東京高裁判決に関する声明

2025年11月10日、東京高等裁判所は、学校法人明海大学(以下、法人)が国を被告として控訴していた不当労働行為救済命令取消請求訴訟(令和7年(行コ)第168号)について、中央労働委員会(以下、中労委)が出した不当労働行為救済命令の正当性を全面的に認めた東京地裁判決を維持し、法人の控訴を棄却する判決を下しました。この行政訴訟で争われた不当労働行為は、以下の内容です。

- (1) 組合が結成されて以来、法人は、就業時間の内外を問わず、大学内での組合活動を一切禁止してきました。組合は、大学のコピー機や電話等の備品、会議室等の施設の利用をはじめ、大学内で組合ニュースをメールボックスに投函したり直接手渡したりすることも出来ませんでした。法人は、昼休み中に団体交渉申入書を受け取ることさえも拒否するなど、組合を異常なまでに否認・敵視し、支配介入を続けてきました。
- (2) そのため組合は、就業時間外に学外から大学の教職員宛に組合ニュースを郵送した場合について団交で法人に確認し、法人が禁止すると回答しなかったため、組合ニュースを大学の教職員宛に封書で郵送しました。この封書はメールボックスに投函されるなどして一旦は教職員に配布されたものの、封入物が組合ニュースであることを知った法人は、マスターキーを使ってメールボックスから抜き取り、既に個人に渡っていたものについても回収しました。さらに法人は、組合と組合執行委員に対して就業規則に違反するとして「厳重注意」処分を下しました。

中労委は2022年12月20日に、上記の(2)について、「法人が組合活動を嫌悪していることをすべての教職員に示すことにより、組合の組織力の強化、拡大を妨げ、組合の組合活動を抑制し、組合の弱体化を図ったもの」と断じ、東京都労働委員会命令(2019年8月21日)と同様に、不当労働行為(支配介入)に当たると認定しました。そのうえで、ポストノーチスを命ずるとともに、組合ニュースを郵送した場合の取扱いについて組合と誠実に協議するよう法人に命令しました。

法人は、中労委による不当労働行為救済命令を不服として東京地方裁判所(以下、東京地裁)に取消訴訟を起こしましたが、東京地裁は 2025 年 3 月 24 日に、法人の請求を棄却する組合勝利の判決を下しました。この東京地裁判決の取消を求めて法人が控訴したのが本事件です。

東京高裁判決は、東京地裁判決をわずかに補正したうえ、東京高裁における法人の 追加主張も退けて、法人の控訴を明確に棄却しました。 高裁判決が引用する地裁判決は、法人が施設管理権をもつからといって、「使用者が労働組合またはその組合員に企業施設の利用を拒否することは、それが上記権利の濫用であると認められるような特段の事情がある場合には、不当労働行為を形成する」という判断枠組みを示した上で、「特段の事情」について以下のように判断しています。

- ①組合ニュースは、「組合の活動内容等を教職員に確実に伝えることのできる数少ない手段の1つであり、情宣活動における必要性は高かった」。
- ②組合ニュースは、団体交渉など活動状況を記載したものであって、違法不当な行為 をあおり、またはそそのかす等の内容を含むものではない。したがって、「業務や学 内秩序に支障が生ずる具体的なおそれがあったとは認められない」。
- ③法人がいう就業規則違反(職務専念義務、施設内における業務外の文書の配布の禁止)には、該当しない。
- ④法人が、組合結成以来、組合活動を一切認めず、その理由についても施設管理権がある、学内秩序を乱すおそれがあると回答するのみで、具体的な理由を説明していないこと、「教員宛ての私信も投函される可能性のあるメールボックスをマスターキーで開けて」回収した行為は「大学内における組合の活動を徹底的に排除しようとする意図がうかがわれる」ものであること、業務との関連性を問わず一般的にメールボックスが利用されているのに組合ニュースのみ不利益な取扱いをしていること等をふまえると、「組合を嫌悪しその活動を制限して参加人組合の弱体化を意図して行われたものと推認するのが相当である」。

高裁判決が引用する地裁判決は、こうした認定をおこなったうえで、法人の行為は「施設管理権を濫用したものとして、労組法7条3号の支配介入に該当する」と断じました。

私たちは、学校法人明海大学の理事会が、東京高裁判決を真摯に受けとめ、最高裁に上告していたずらに争いを長引かせるようなことをせず、公教育機関にあるまじき 不当労働行為を止め、中央労働委員会命令を誠実に履行するよう強く求めるものです。

2025年11月11日

東京地区私立大学教職員組合連合(東京私大教連) 明海大学教職員組合